

ごみ分別
フロー 1

ごみ出し
のルール 2~

家庭ごみ
減量目標 4

プラ資源 5~

可燃ごみ 7~

不燃ごみ 9~

資源化物 11~

拠点回収
資源化物 15

家電
4品目 16

小型家電 17~

粗大ごみ 19~

他廃棄物・
収集不可物 21~

災害
廃棄物 25~

各種支援
制度 27~

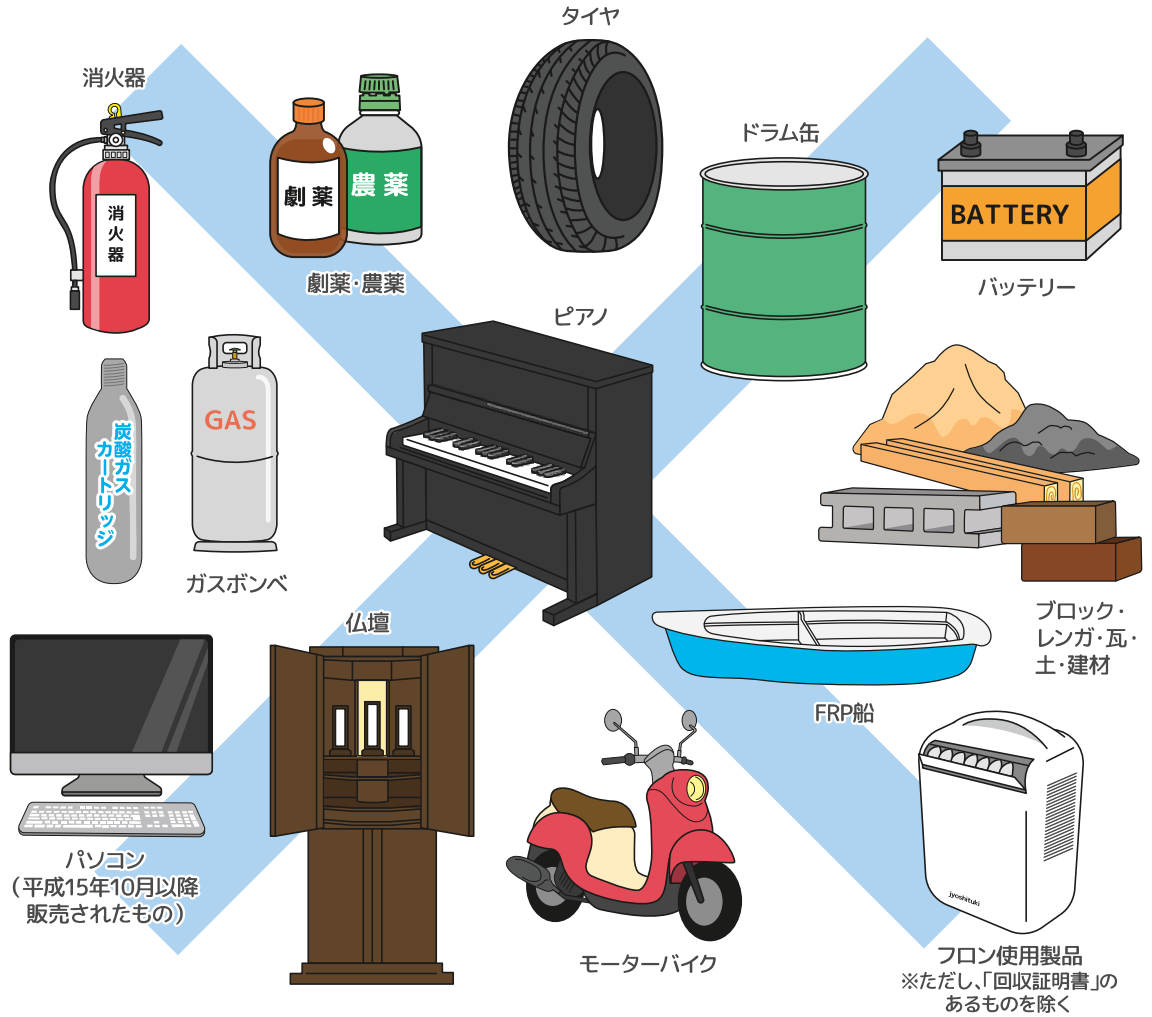
ごみと
資源化物
のゆくえ 31~

問合せ先
一覧 33~

収集できないもの

買ったお店か、取扱店にご相談ください。

市の処理施設へ持込むこともできません



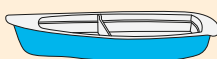
一般社団法人
パソコン3R推進協会

<https://www.pc3r.jp/>
TEL 03-5282-7685
FAX 03-3233-6091



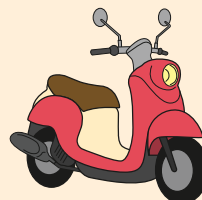
(株)消火器リサイクル推進センター

TEL 03-5829-6773
[受付時間] 9:00~17:00
(土日祝日、休日及び12:00~13:00を除く)



FRP船リサイクルセンター

(一般社団法人 日本マリン事業協会)
東京都中央区八重洲2-10-12
TEL 03-5542-1202
FAX 03-5542-1206



二輪車リサイクルコールセンター

TEL 050-3000-0727
[受付時間] 9:30~17:00
(土日祝日・年末年始等を除く)
公益財団法人 自動車リサイクル促進センター
<https://www.jarc.or.jp/motorcycle/>

事業活動に伴って出るごみについて

農業、商業、工業など事業活動で出るごみは、自営・会社にかかわらず、行政収集の対象外です。資源化物も含め、**有料指定ごみ袋で出すことはできません**。排出者責任の原則のもと、自ら処理施設に搬入するか、廃棄物処理業者と契約して収集運搬・処分を依頼してください。



ごみの不法投棄や不法焼却は犯罪です

不法投棄(未遂行為を含む)は法律により罰せられます

(5年以下の懲役、1,000万円以下の罰金など)
〈廃棄物の処理及び清掃に関する法律第25条第1項第14号および第25条第2項〉
不法投棄を見かけたら、日時、場所、ごみの内容などをご連絡ください。

連絡先/不法投棄を発見したら警察及び環境事業課(086-803-1298)へ

野外でのごみの焼却(未遂行為を含む)や構造基準に適合しない小型焼却炉の使用は法律により罰せられます

(5年以下の懲役、1,000万円以下の罰金など)
〈廃棄物の処理及び清掃に関する法律第25条第1項第15号および第25条第2項〉

例外として認められているもの

- ・どんど焼きなどの風俗慣習上または宗教上の行事
- ・稲わらの焼却などの農業等を営むために必要なもの
- ・たき火やキャンプファイヤーなど軽微なもの

焼却炉構造基準(主なもの)

- ・800℃以上で連続焼却できること
- ・温度計、助燃装置等の設置

(ただし、悪臭・煙害防止等、近隣への配慮が必要です。また、火災とまぎらわしい煙または火災が生じるおそれがある場合は、最寄りの消防署への届出が必要になる場合があります。)

1 ごみ分別
フロー

2~ ごみ出し
のルール

4 家庭ごみ
減量目標

5~ プラ資源

7~ 可燃ごみ

9~ 不燃ごみ

11~ 資源化物

15 拠点回収
資源化物

16 家電
4品目

17~ 小型家電

19~ 粗大ごみ

21~ 他廃棄物・
収集不可物

25~ 災害
廃棄物

27~ 各種支援
制度

31~ ごみと
資源化物
のゆくえ

33~ 問合せ先
一覧

- 1 ごみ分別フロー
- 2~ ごみ出しのルール
- 4 家庭ごみ減量目標
- 5~ プラ資源
- 7~ 可燃ごみ
- 9~ 不燃ごみ
- 11~ 資源化物
- 15 拠点回収資源化物
- 16 家電4品目
- 17~ 小型家電
- 19~ 粗大ごみ
- 21~ 他廃棄物・収集不可物
- 25~ 災害廃棄物
- 27~ 各種支援制度
- 31~ ごみと資源化物のゆくえ
- 33~ 問合せ先一覧

災害時のごみの出し方

災害で発生したごみってどうするの？

大規模な災害が発生したときは、3日以内を目途に、ごみの分別方法や出し方を、お知らせします。市からのお知らせがあるまで「片付けごみ」は **自宅や敷地内で保管** してください。

必ず分別を！ 災害時のごみの出し方

ごみの収集は、発災後3～4日以内に再開することを目標とし、可燃ごみから優先的に収集します。不燃ごみや資源化物は、処理体制が復旧するまで、自宅で保管してください。



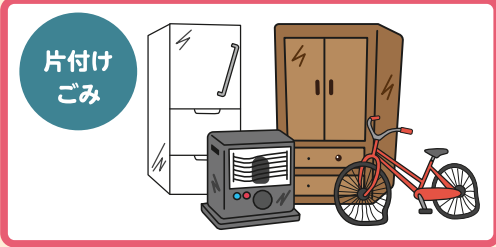
ごみステーションへ

注意！ 片付けごみは出さないでください。

「片付けごみ」はどんなもの？
 災害によって壊れた家具・家電・割れた食器
 ブロック・瓦・折れた樹木 など



自宅で保管

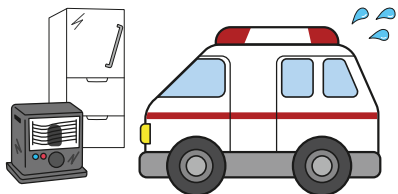


市からお知らせが
あってから

「仮置場」への
持ち込み

「仮置場」ってなに？
 片付けごみを一時的に保管する場所のことです。
 発災後に、市が公園等を仮置場に指定します。

注意！
 「片付けごみ」を自宅前の道路などに出すと、
 消防車や救急車の通行の妨げになります。



片付けごみは、どうしたらいいの？

片付けごみは、種類ごとに分けて、決められた場所に出してください。

市からの
お知らせを
確認ください

分別例

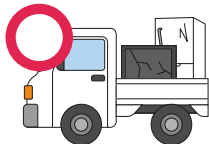
(注)災害の種類により、分類が変わることがあります。



災害ごみを出すときの注意点

ごみは種類ごとに持ち込みましょう。
運搬車には、1種類だけごみを積んでおくと荷下ろしが1か所で済み、スピーディーです。

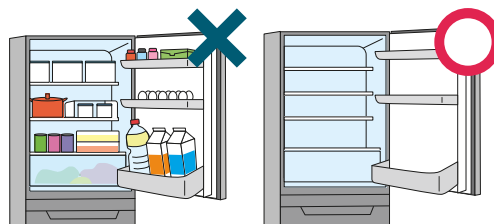
1種類のみ



色々な種類のごみ



冷蔵庫の中に入っているものはすべて出し
本体だけ持ち込みます。



- 1 ごみ分別フロー
- 2~ ごみ出しのルール
- 4 家庭ごみ減量目標
- 5~ プラ資源
- 7~ 可燃ごみ
- 9~ 不燃ごみ
- 11~ 資源化物
- 15 拠点回収資源化物
- 16 家電4品目
- 17~ 小型家電
- 19~ 粗大ごみ
- 21~ 他廃棄物・収集不可物
- 25~ 災害廃棄物
- 27~ 各種支援制度
- 31~ ごみと資源化物のゆくえ
- 33~ 問合せ先一覧

各種支援制度あります

ごみ分別
フロー 1

ごみ出し
のルール 2~

家庭ごみ
減量目標 4

プラ資源 5~

可燃ごみ 7~

不燃ごみ 9~

資源化物 11~

拠点回収
資源化物 15

家電
4品目 16

小型家電 17~

粗大ごみ 19~

他廃棄物・
収集不可物 21~

災害
廃棄物 25~

各種支援
制度 27~

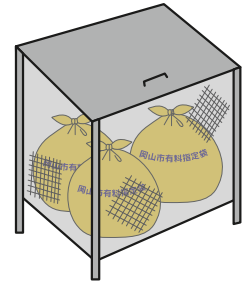
ごみと
資源化物
のゆくえ 31~

問合せ先
一覧 33~

各補助金交付制度は、必ず事前協議が必要です。設置・購入前に申請してください。

ごみ収集ステーション等施設整備費補助金交付制度

町内会等が設置・管理するごみステーションの整備(新設・改修・修繕等)について、1箇所20万円(新設は30万円)を限度に補助金を交付します。

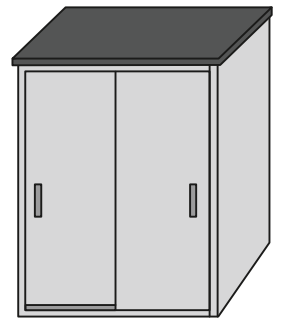


資源化物コンテナ収納物置設置費補助金交付制度

町内会等が資源化物コンテナ収納用の物置を設置する場合、一定条件のもと15万円を限度に補助金を交付します。

資源回収用物置設置費補助金交付制度

資源回収推進団体が回収物の一時保管用に物置を設置する場合、1団体あたり15万円を限度に補助金を交付します。

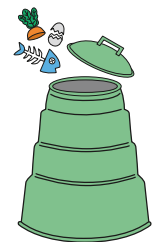


ごみ収集ステーション等管理資材費補助金交付制度

町内会等が設置・管理するごみステーション等の管理資材を購入する場合、補助金(1団体あたり購入費(税込)の半額・上限3万円)を交付します。

生ごみ処理容器購入費補助金交付制度

電気式生ごみ処理機(購入費(税込)の半額・上限3万円1台まで)およびコンポスト容器(購入費(税込)の半額・1台あたり上限3千円2台まで)を補助する制度です。(市内在住の方)



動物の死体処理

死体のある場所	方法
民 有 地	市に収集を依頼(処理手数料1,570円) ・環境事業課各区ごみ対策班へ問合せください。
	自分で処理 ・ダンボールに入れ死猫等標示し、有料指定ごみ袋に入れてごみステーションへ出すか、焼却場へ直接持ち込んでください。 ※有料指定ごみ袋に入りきれない場合は、ダンボールに45ℓの袋を貼り付けてください。
	民間事業者へ収集を依頼(有料) ・ごみの収集運搬許可業者へ依頼し、排出方法を確認してください。
道 路 上	国道(市管理道を除く): 国交省各出張所へ問合せください。 国道(市管理道)・県道・市道: 各区地域整備課へ問合せください。
河川・用水路	河川: 河川の管理者(国・県・市)へ問合せください。 用水路: 各区農林水産振興課へ問合せください。

支援制度の
お問い合わせは

北区ごみ対策班……………803-1384
中区ごみ対策班……………901-1635

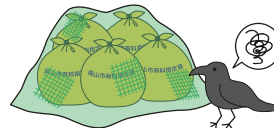
南区ごみ対策班……………902-3506
東区ごみ対策班……………944-5009

からす等防護ネットの貸与

町内会等が設置・管理するごみステーションのために希望の町内会等に貸与します。

貸与には、申請が必要です。

破損などでの再貸与をご希望の場合も申請可能です。



ふれあい収集

ふれあい収集は、ごみ等を決められた曜日・時間・場所に出すことが困難な方を対象に、ご自宅の玄関先などで収集するサービスです。

対象となる方は？

市内に在住し、在宅で生活されている方で、

(1)介護保険の要介護1以上の認定を受けている方(世帯全員)

(2)視覚障害又は肢体不自由2級以上の障害者手帳の交付を受けている方のいずれかに該当する方のみで構成される世帯で、世帯員が自らごみ等をごみステーションに出すことが難しく、親族や近隣在住者等の協力も得ることができない世帯



※収集時にごみ排出されていない場合など、安否確認のため声を掛けることがあります。

※ふれあい収集申請書は、各地区の収集を担当する岡山市の収集事業所、建部支所(建部地区のみ)に提出してください。

資源回収推進団体報奨金について

岡山市では、市民の皆様の排出機会を増やし資源再利用とごみ減量を図るため、事前登録した住民団体(PTA・町内会・子供会等)が行う資源回収活動に報奨金を交付しています。

○地域住民で構成された非営利の団体

○年1回以上回収を実施するなどの条件があります。

○岡山市のホームページから「資源回収推進団体」で検索できます。



ペットの火葬

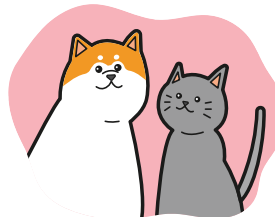
犬・猫などのペットは東山斎場・岡山北斎場で火葬できます。

(西大寺斎場では受付できません。)

各区役所市民保険年金課、各支所、各地域センターへ

申込みの上、午前中に東山斎場・岡山北斎場へお持ちください。

詳しくは「ペットの火葬」のホームページをご覧ください。



1 ごみ分別
フロー

2~ ごみ出し
のルール

4 家庭ごみ
減量目標

5~ プラ資源

7~ 可燃ごみ

9~ 不燃ごみ

11~ 資源化物

15 拠点回収
資源化物

16 家電
4品目

17~ 小型家電

19~ 粗大ごみ

21~ 他廃棄物・
収集不可物

25~ 災害
廃棄物

27~ 各種支援
制度

31~ ごみと
資源化物
のゆくえ

33~ 問合せ先
一覧